



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年4月8日金曜日 第2257号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

保護管理事業計画の概要の公表（4件）.....	400
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	402
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	402
肥料登録有効期間の更新.....	403
道路の供用開始（県道西条久万線）.....	403
土地改良区の定款変更の認可.....	403
道路の区域変更（一般国道494号）.....	403
道路の供用開始（"）.....	403
道路の区域変更（県道湯谷口川内線）.....	404
道路の供用開始（"）.....	404
開発行為に関する工事の完了.....	404
土地改良事業の工事完了の届出（7件）.....	404

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	405
----------------------------	-----

### 公営企業管理規程

愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程.....	406
--------------------------------	-----

### 告 示

#### ○愛媛県告示第485号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第26条第1項の規定に基づき、愛媛県カスミサンショウウオ保護管理事業計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

愛媛県カスミサンショウウオ保護管理事業計画書の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

平成23年4月8日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 保護管理事業の目標

本事業は、カスミサンショウウオの生息状況をモニタリングにより把握し、その生息環境の維持及び改善を図るとともに、違法捕獲等の防止対策の強化を図ることにより、カスミサンショウウオが野生下で安定的に存続できる環境を保全することを目標とする。

#### 2 保護管理事業の区域

今治市におけるカスミサンショウウオの分布域

#### 3 保護管理事業の内容

##### (1) 生息状況等の把握

カスミサンショウウオの保護管理を適切かつ効果的に実施するため、生息個体数の現状及び増減、生息地の環境変化等について、モニタリングを継続的に行い、情報の収集及び蓄積を行う。

モニタリングの結果、生息状況又は生息環境に著しい変化が認められる場合は、その原因を究明した上で、必要に応じ、カ

スミサンショウウオの保護対策を講ずる。

##### (2) 生息環境の維持及び改善

カスミサンショウウオの野生下での安定した存続のためには、繁殖場所を確保するとともに、地形、共存する動植物等、カスミサンショウウオを取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

カスミサンショウウオの繁殖場所は、水田の溝、用水路、湿地等であり、その環境が開発、水量の増減等によって直ちに影響を受けると考えられることから、その維持方法及び管理方法については、カスミサンショウウオの生物学的特性も踏まえた調査研究を行い、その確立を図る。

##### (3) 生息地の監視等

カスミサンショウウオの違法捕獲、生息環境の改変等、カスミサンショウウオの存続に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するため、生息地の監視等を行う。

##### (4) 普及啓発

本事業を実効あるものとするためには、関係行政機関、事業者、地域住民等の理解及び協力が不可欠であることから、カスミサンショウウオの保護の必要性、本事業の実施状況等について普及啓発を行い、カスミサンショウウオの保護への配慮及び保護活動への自発的な協力を促進する。

##### (5) 推進体制の整備

本事業の実施に当たっては、関係行政機関、専門家、事業者、地域住民等の連携を図り、適切な活動が展開される体制を整備することにより、本事業が効果的に行われるよう努める。

#### ○愛媛県告示第486号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第26条第1項の規定に基づき、愛媛県ハッチョウトンボ保護管理事業計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

愛媛県ハッチョウトンボ保護管理事業計画書の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

平成23年4月8日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 保護管理事業の目標

本事業は、ハッチョウトンボの生息状況をモニタリングにより把握し、その生息環境の維持及び改善を図るとともに、違法捕獲等の防止対策の強化を図ることにより、ハッチョウトンボが野生下で安定的に存続できる環境を保全することを目標とする。

#### 2 保護管理事業の区域

西条市におけるハッチョウトンボの分布域

#### 3 保護管理事業の内容

##### (1) 生息状況等の把握

ハッチョウトンボの保護管理を適切かつ効果的に実施するため、生息個体数の現状及び増減、天敵の発生状況、生息地の環境変化等について、モニタリングを継続的に行い、情報の収集

及び蓄積を行う。

モニタリングの結果、生息状況又は生息環境に著しい変化が認められる場合は、その原因を究明した上で、必要に応じ、ハッチョウトンボの保護対策を講ずる。

(2) 生息環境の維持及び改善

ハッチョウトンボの野生下での安定した存続のためには、共存する植物、地形等、ハッチョウトンボを取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

ハッチョウトンボの生息地は、道路沿いの数十メートルの細長い湿地で、岩盤等から染み出す水によって維持されており、その環境は、小規模な開発、道路整備等によっても直ちに影響を受けると考えられることから、その維持方法及び管理方法については、ハッチョウトンボの生物学的特性も踏まえた調査研究を行い、その確立を図る。

また、ハッチョウトンボの繁殖は、野生個体群の維持及び拡大によることを基本とするが、必要に応じ、野生個体群の移植による分布域の拡大及び個体数の増加を図る。

なお、個体の移植に当たっては、遺伝的多様性の喪失等により野生個体群の存続を脅かすおそれがないよう十分留意することとする。

(3) 生息地の監視等

ハッチョウトンボの違法捕獲、生息環境の破壊等、ハッチョウトンボの存続に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するため、生息地の監視等を行う。

(4) 普及啓発

本事業を実効あるものとするためには、関係行政機関、事業者、地域住民等の理解及び協力が不可欠であることから、ハッチョウトンボの保護の必要性、本事業の実施状況等について普及啓発を行い、ハッチョウトンボの保護への配慮及び保護活動への自発的な協力を促進する。

(5) 推進体制の整備

本事業の実施に当たっては、関係行政機関、専門家、事業者、地域住民等の連携を図り、適切な活動が展開される体制を整備することにより、本事業が効果的に行われるよう努める。

○愛媛県告示第487号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第26条第1項の規定に基づき、愛媛県ハマビシ保護管理事業計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

愛媛県ハマビシ保護管理事業計画書の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

平成23年4月8日

愛媛県知事 中村時広

1 保護管理事業の目標

本事業は、ハマビシの生育状況及び生育環境をモニタリングにより把握し、その適切な保全を図ることにより、ハマビシが野生下で安定的に存続できる環境を保全することを目標とする。

2 保護管理事業の区域

今治市におけるハマビシの分布域

3 保護管理事業の内容

(1) 生育状況等の把握

ハマビシの保護管理を適切かつ効果的に実施するため、生育

個体数の現状及び増減、生育地の環境改変等について、モニタリングを継続的に行い、情報の収集及び蓄積を行う。

モニタリングの結果、生育状況又は生育環境に著しい変化が認められる場合は、その原因を究明した上で、必要に応じ、ハマビシの保護対策を講ずる。

(2) 生育環境の維持及び改善

ハマビシの野生下での安定した存続のためには、地形、共存する植物等、ハマビシを取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

ハマビシは、砂浜に生育しており、その生育環境は、海岸改修、車両等の乗り入れ、たき火、ごみ捨て等による人為的改変が懸念されるほか、移入種の拡大によっても直ちに影響を受けると考えられることから、ハマビシの生物学的特性も踏まえ、生育環境の維持方法及び管理方法の確立を図る。

なお、ハマビシの増殖は、生育地における野生個体群の維持又は拡大によることを基本とするが、生育地の生育環境の維持が困難となり、緊急避難的措置が不可避であると考えられる場合は、科学的知見を踏まえた上で、遺伝的かく乱によって個体群の存続を脅かすことがないよう、ハマビシを自生地周辺の生育適地に移植することを検討する。

(3) 生育地の監視等

ハマビシの違法採取、生育環境の改変等、ハマビシの存続に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するため、生育地の監視等を行う。

(4) 普及啓発

本事業を実効あるものとするためには、関係行政機関、事業者、地域住民等の理解及び協力が不可欠であることから、ハマビシの保護の必要性、本事業の実施状況等について普及啓発を行い、ハマビシの保護への配慮及び保護活動への自発的な協力を促進する。

(5) 推進体制の整備

本事業の実施に当たっては、関係行政機関、専門家、事業者、地域住民等の連携を図り、適切な活動が展開される体制を整備することにより、本事業が効果的に行われるよう努める。

○愛媛県告示第488号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第26条第1項の規定に基づき、愛媛県ウンラン保護管理事業計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

愛媛県ウンラン保護管理事業計画書の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

平成23年4月8日

愛媛県知事 中村時広

1 保護管理事業の目標

本事業は、ウンランの生育状況及び生育環境をモニタリングにより把握し、その適切な保全を図ることにより、ウンランが野生下で安定的に存続できる環境を保全することを目標とする。

2 保護管理事業の区域

今治市におけるウンランの分布域

3 保護管理事業の内容

(1) 生育状況等の把握

ウンランの保護管理を適切かつ効果的に実施するため、生育

個体数の現状及び増減、生育地の環境改変等について、モニタリングを継続的に行い、情報の収集及び蓄積を行う。

モニタリングの結果、生育状況又は生育環境に著しい変化が認められる場合は、その原因を究明した上で、必要に応じ、ウンランの保護対策を講ずる。

(2) 生育環境の維持及び改善

ウンランの野生下での安定した存続のためには、地形、共存する植物等、ウンランを取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

ウンランは、砂浜に生育しており、その生育環境は、海岸改修、立入り等による人為的改変が懸念されるほか、在来他の種が繁茂することでウンランが被陰することにより成長が阻害されるなどの影響を受けることも考えられることから、ウンランの生物学的特性も踏まえ、生育環境の維持方法及び管理方法の確立を図る。

なお、ウンランの増殖は、生育地における野生個体群の維持及び拡大によることを基本とするが、生育地の生育環境の維持が困難となり、緊急避難的措置が不可避であると考えられる場合は、科学的知見を踏まえた上で、遺伝的かく乱によって個体群の存続を脅かすことがないよう、ウンランを自生地周辺の生育適地に移植することを検討する。

(3) 生育地の監視等

ウンランの違法採取、生育環境の改変等、ウンランの存続に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するため、生育地の監視等を行う。

(4) 普及啓発

本事業を実効あるものとするためには、関係行政機関、事業者、地域住民等の理解及び協力が不可欠であることから、ウンランの保護の必要性、本事業の実施状況等について普及啓発を行い、ウンランの保護への配慮及び保護活動への自発的な協力を促進する。

(5) 推進体制の整備

本事業の実施に当たっては、関係行政機関、専門家、事業者、地域住民等の連携を図り、適切な活動が展開される体制を整備することにより、本事業が効果的に行われるよう努める。

○愛媛県告示第489号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成23年4月8日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ今治店

今治市東村南一丁目86番3 他

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ニトリ

北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

代表取締役 似鳥 昭雄

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ニトリ

北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

代表取締役 似鳥 昭雄

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成23年11月30日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,449平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

118台

イ 駐輪場の収容台数

28台

ウ 荷さばき施設の面積

88平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

20.00立法メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成23年3月29日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第490号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、西条市上市地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の

とおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成23年 4 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・上市古池地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成23年 4 月 11日から平成23年 5 月 12日まで

3 縦覧場所

西条市役所東予総合支所

○愛媛県告示第491号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成23年 4 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成29年 4 月 19日	愛媛県第1137号	混合石灰肥料	くみあい土壌改良用混合石灰9号	アルカリ分 50.0 く溶性土 9.0	含有を許される有害成分最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2
平成29年 4 月 19日	愛媛県第1138号	混合石灰肥料	くみあい土壌改良用混合石灰10号	アルカリ分 50.0 く溶性土 10.0	含有を許される有害成分最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

○愛媛県告示第492号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市黒瀬字向乙201番10	平成23年 4 月 8 日

○愛媛県告示第493号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、東温市北吉井土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年 4 月 8 日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	東温市河之内字上ガ市乙1515番 3 地先から 同市河之内字両瀬乙1437番 8 地先まで	旧	メートル 4.0～30.5	キロメートル 0.520	
			新	11.5～57.0	0.446	

○愛媛県告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	494号	東温市河之内字上ガ市乙1515番3地先から 同市河之内字両瀬乙1437番8地先まで	平成23年4月8日

○愛媛県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年4月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	湯谷口川内線	東温市松瀬川字檜皮甲1851番地先から 同字甲1852番4まで	旧	メートル 4.5～15.5	キロメートル 0.073	
			新	12.0～17.0	0.073	
"	"	東温市松瀬川字中坪甲1787番1地先から 同字甲1726番1地先まで	旧	6.0～8.0	0.037	
			新	14.5～21.5	0.037	

○愛媛県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年4月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯谷口川内線	東温市松瀬川字檜皮甲1851番地先から 同字甲1852番4まで	平成23年4月8日
"	"	東温市松瀬川字中坪甲1787番1地先から 同字甲1726番1地先まで	"

○愛媛県告示第498号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年4月8日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第77号 平成23年3月30日	東温市西岡字河之内甲1049番1、甲1049番12	松山市恵原町甲26番地16 有限会社 浮穴エム・シー

○愛媛県告示第499号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、宇和島市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成23年4月8日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（か んがい排水）	白浦地区	平成23年2月25日

## ○愛媛県告示第500号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、鬼北町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成23年 4 月 8 日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	永野市地区	平成23年 3 月17日

## ○愛媛県告示第501号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、愛南町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成23年 4 月 8 日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	瀬戸谷地区	平成23年 3 月18日

## ○愛媛県告示第502号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、愛南町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成23年 4 月 8 日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	御在所地区	平成23年 3 月18日

## ○愛媛県告示第503号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、愛南町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成23年 4 月 8 日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	満倉地区	平成23年 3 月18日

## ○愛媛県告示第504号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、愛南町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成23年 4 月 8 日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	上大道地区	平成23年 3 月18日

## ○愛媛県告示第505号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、宇和島市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成23年 4 月 8 日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	風部地区	平成23年 3 月25日

## 公 告

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年 4 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年 3 月29日	特定非営利活動法人 心と言葉と香りのリラクゼーション	木 村 ルミ子	松山市松ノ木1丁目1番3号 大森ビル1階	この法人は、社会的支援を必要とする方へのメンタルケアや、コミュニケーションを図るためのストレスケアを行うため、セラピーと呼ばれる自然療法を元に、手と言葉を用いるタッチングケアを実施する。また当法人がタッチングケアを実施する人材の育成、講演会等の企画・開催を実施することで、地域社会活動へ積極的に参加し、社会的支援を必要とする方一人ひとりが心身共、健康で生き生きと生活できる社会の実現を目的とする。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第3号

愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成23年4月8日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員被服貸与規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（返納）</p> <p><b>第5条</b> 被服の貸与を受けた職員は、転勤し、退職し、又は退職したとき<u>その他の貸与の事由が消滅したときは</u>、直ちに貸与被服を管理者に返納しなければならない。</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p>（臨時貸与）</p> <p><b>第8条</b> <u>第2条第1項の規定にかかわらず、所属長は、非常災害その他の特別な事由により必要があると認める場合は、職員に対し、その業務遂行上必要と認める被服を、管理者が定めるところにより期間を指定して臨時に貸与することができる。</u></p> <p><u>2 所属長は、前項の規定にかかわらず、業務の状況又は被服の損耗の程度により、同項の規定により指定した貸与期間を延長することができる。</u></p> <p><u>3 第2条第3項、第3条、第4条第1項及び第2項並びに第5条から前条までの規定は、第1項の貸与について準用する。</u></p> <p><b>第9条</b> 省略</p>	<p>（返納）</p> <p><b>第5条</b> 被服の貸与を受けた職員は、転勤し、退職し、又は退職したとき _____ は、直ちに貸与被服を管理者に返納しなければならない。</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p><b>第8条</b> 省略</p>

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。